

栃木県鬼怒川漁業協同組合内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
宇都宮市中岡本町 860 番地 2
栃木県鬼怒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第3号及び内共第23号
- 3 遊漁規則施行の日
令和6(2024)年1月1日
- 4 認可した遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、栃木県鬼怒川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第3号及び内共第23号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物(内共第3号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、いわな、わかさぎ、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかを、内共第23号にあっては、さくらます・やまめ、にじます、うぐい、おいかわ、ふな、こい、どじょう、なまず、うなぎ及びかじかをいう。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項から第3項に基づく遊漁料を同条第6項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第3条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、徒手、手釣、竿釣、投網、四手網、たも網、手網又は筌(網使用のどじょう筌を除く。)以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の右欄に定める規模でなければならない。

| 漁具及び漁法 | 規 模 |
|--------|--------------------------------|
| 四手網 | 間口2メートル未満のもの |
| たも網 | 円形のものであって口径60センチメートル未満のもの |
| 手網 | 方形又は三角形のものであって長辺の長さ1メートル未満のもの |
| あゆ友釣 | はりすの長さがおとりの鼻かんから40センチメートル未満のもの |
| 筌 | 筌に使用又は施設する袖又は通堤類が各1メートル未満のもの |

3 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域において、1人につき、同表の右欄に定める制限の範囲内でなければならない。

| 漁具及び漁法 | 区 域 | 制 限 |
|--------|-------------------------|-------|
| 竿釣及び手釣 | 赤川ダム特別漁場 | 1組 |
| | 東古屋湖特別漁場 | 計2組以内 |
| | 上記以外の漁場 | 計3組以内 |
| 四手網 | 赤川ダム特別漁場及び東古屋湖特別漁場以外の漁場 | 1組 |

注 赤川ダム特別漁場とは、宇都宮市福岡町字細野地先赤川ダムから上流の赤川の区域を、東古屋湖特別漁場とは、塩谷郡塩谷町大字上寺島地先西荒川ダムから上流東古屋橋上流端に至る西荒川の区域をいう。

4 次の表の左欄に掲げる漁具及び漁法は、同表の中欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間、これを用いてはならない。

| 漁具及び漁法 | 区 域 | 禁 止 期 間 |
|--------|-----|---------|
|--------|-----|---------|

| | | |
|--------------------|---|-----------------------------|
| 投網 | 塩谷町新荒川橋から上流の荒川、東荒川、西荒川（西荒川ダム湛水区域通称東古屋湖を含む。）及びその支流並びに宇都宮市福岡町字細野地先赤川ダムから上流の赤川 | 1月1日から12月31日まで |
| | 塩谷町新荒川橋から下流の荒川 | 4月1日から組合が定めて公示する各河川別投網解禁日まで |
| | 上記以外の漁場 | 5月1日から5月31日まで |
| 掛釣及び疑似おとり釣（あゆるア一釣） | 全ての区域 | 1月1日から12月31日まで |

5 遊漁者は、遊漁をする場合に、次の行為をしてはならない。

- (1) あゆの餌釣漁法。
- (2) あゆを採捕しようとする場合において、撒き餌（寄せ餌）等餌を使用すること。
- (3) あゆを採捕しようとする場合において、船等を使用すること。
- (4) あゆを採捕しようとする場合において、竿の長さの1.5倍を超える道糸を使用すること。
- (5) あゆを採捕しようとする場合において、リール竿を使用すること。
- (6) あゆを採捕しようとする場合において、夕方の6時から翌朝の5時までの間にドブ釣を行うこと。
- (7) 原動機付船等を使用すること。
- (8) 投網を使用する場合において、船を使用すること。
- (9) 組合設備又は組合の指定を受けていない船等を使用すること（赤川ダム特別漁場及び東古屋湖特別漁場に限る。）。
- (10) 東古屋湖及び赤川ダム特別漁場において竿釣又は手釣以外の漁具及び漁法を用いること。
(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内であれば、これをしてはならない。

| 魚 種 | 期 間 |
|----------------|------------------------------|
| あゆ | 組合が定めて公示する河川別あゆ解禁日から翌年2月末日まで |
| さくらます・やまめ及びいわな | 組合が定めて公示する溪流魚解禁日から9月19日まで |
| かじか | 5月1日から11月30日まで |

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(キャッチ・アンド・リリース区域の設置)

第5条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

| 魚 種 | 区 域 | 期 間 |
|------------------|--|---------------------------------|
| 全魚種（あゆ及びかじかを除く。） | 荒川（熊ノ木橋より下流約800mの区域（熊ノ木橋より下流へ8箇所目の堰堤まで）） | 1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間 |

2 第3条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

- (1) 毛ばり釣及びルアー釣以外の漁法を用いてはならない。
 - (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。
 - (3) ピク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではない。
- (禁止区域等)

第6条 第4条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。

| 区 域 | 期 間 |
|--|----------------------------|
| 東古屋湖（塩谷郡塩谷町大字上寺島710番地西荒川ダム中心線から上流東古屋橋上流端に至る西荒川の区域） | 1月1日から組合が定めて公示する解禁日前日まで |
| 塩谷郡塩谷町大字上寺島字東古屋地先東古屋橋上流端から上流の西荒川 | 9月20日から組合が定めて公示する翌年解禁日前日まで |
| 塩谷郡塩谷町大字上寺島710番地西荒川ダム中心線から | 1月1日から12月31日まで |

| | |
|-------------------|--|
| 下流 300 メートルまでの西荒川 | |
|-------------------|--|

2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。
(全長制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

| 魚 種 | 全 長 |
|-----------------------|-----------|
| さくらます・やまめ、いwana及びにじます | 15センチメートル |
| うなぎ | 25センチメートル |
| こい | 20センチメートル |

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

| 種 別 | 魚 種 | 漁具及び漁法 | 区 域 | 期 間 | 遊 漁 料 | 附加料金 | |
|------------------|-------------------|-------------|-----------------------------------|-------------------------|---------------------------|---------|---------|
| 年 間 券 | 全魚種釣券 | 全魚種 | 徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網 | 特別漁場及び 特設釣場を除 く区域 | 1年 | 14,000円 | 28,000円 |
| | 普通釣券 | あゆ以外の 魚種 | 徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網 | 同上 | 1年 | 7,500円 | 15,000円 |
| | 雑魚釣券 | 雑魚 | 徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網 | 同上 | 1年 | 5,500円 | 11,000円 |
| | 2等遊漁券 | 全魚種 | 投網、四手網、た も網、手網、徒手、 手釣、竿釣及び筥 | 同上 | 1年 | 24,000円 | 48,000円 |
| | 学生全魚種釣券 | 全魚種 | 徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網 | 同上 | 1年 | 1,500円 | 3,000円 |
| 日 釣 券 | 全魚種釣券 | 全魚種 | 徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網 | 同上 | 1日 | 3,200円 | 6,400円 |
| | 普通釣券 | あゆ以外の 魚種 | 徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網 | 同上 | 1日 | 1,700円 | 3,400円 |
| | 雑魚釣券 | 雑魚 | 徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網 | 同上 | 1日 | 1,000円 | 2,000円 |
| | 団体雑魚釣券 | 雑魚 | 徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網 | 同上 | 1日 | 900円 | 1,800円 |
| | 2等遊漁券 | 全魚種 | 投網、四手網、た も網、手網、徒手、 手釣、竿釣及び筥 | 同上 | 1日 | 8,000円 | 16,000円 |
| | 学生全魚種釣券 | 全魚種 | 徒手、手釣、竿釣、 たも網及び手網 | 同上 | 1日 | 1,200円 | 2,400円 |
| 東 古 屋 湖 | 全魚種日釣券 (A) | 全魚種 | 手釣及び竿釣 | 東古屋湖特別 漁場 | 解禁日及び 翌日 | 4,500円 | 1,200円 |
| | 全魚種日釣券 (B) | 全魚種 | 手釣及び竿釣 | 同上 | 解禁日の翌 々日から12 月31日まで | 3,600円 | 1,200円 |
| | 全魚種午後券 | 全魚種 | 手釣及び竿釣 | 同上 | 同上 | 3,000円 | 1,200円 |
| | 全魚種回数券(10 枚綴り) | 全魚種 | 手釣及び竿釣 | 同上 | 同上 | 30,000円 | 1,200円 |

| | | | | | | | |
|---------------|------------------------|------|--------|----|---------------------------|---------|--------|
| 特別 漁場 券 | ふな日釣券 | ふな | 手釣及び竿釣 | 同上 | 同上 | 2,200円 | 1,200円 |
| | ふな回数券 (10枚綴り) | ふな | 手釣及び竿釣 | 同上 | 同上 | 18,000円 | 1,200円 |
| | 学生日釣券 (A) | 全魚種 | 手釣及び竿釣 | 同上 | 解禁日及び 翌日 | 2,500円 | 1,200円 |
| | 学生日釣券 (B) | 全魚種 | 手釣及び竿釣 | 同上 | 解禁日の翌 々日から12 月31日まで | 2,200円 | 1,200円 |
| | わかさぎ 日釣券 | わかさぎ | 手釣及び竿釣 | 同上 | 同上 | 2,200円 | 1,200円 |
| | わかさぎ 回数券 (10枚綴り) | わかさぎ | 手釣及び竿釣 | 同上 | 同上 | 18,000円 | 1,200円 |

- 注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種よりあゆ、さくらます・やまめ、いwana及びかじかを除いた魚種をいう。
- 注2 学生全魚種釣券は、高等学校の生徒、学生日釣券(A)及び学生日釣券(B)については中学校及び高等学校の生徒に限り利用できるものとする。
- 注3 団体雑魚釣券は、10人以上の団体に限り利用できるものとする。
- 注4 遊漁券の有効期間は、年間券にあつては1月1日から12月31日までとし、日釣券及び午後券にあつては当日限りとする。
- 注5 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に定める額とする。

| | |
|--|---|
| 未就学の幼児、小学校児童及び中学校生徒 | 無料(中学校生徒にあつては、年間券及び日釣券に限る。)。ただし、東古屋湖特別漁場における小学校児童は1日1,100円(消費税額を含む)とする。 |
| 障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。) | 前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額 |
| 女性 | 前項に規定する遊漁料から500円を減じた額(東古屋湖特別漁場における全魚種日釣券(B)及び同午後券に限る。) |

- 3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、にじます、さくらます・やまめ、いwana、こい又はふなの遊漁をしようとする者は、組合が別に定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。
- 4 内共第5号、内共第6号、内共第7号及び内共第15号第5種共同漁業権設定区域において遊漁しようとする者は、第1項から第3項までの規定による遊漁料のほか、別に定める遊漁料をあらかじめ組合に納付し、その承認を得なければならない。
- 5 前4項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む)は、次の表のとおりとする。

| 種別 | 魚種 | 漁具及び漁法 | 区域 | 期間 | 遊漁料 | 附加料金 |
|-------|-----------------------|--------|-----------------|----|---------|------|
| 共通遊漁券 | あゆ | 竿釣 | 特別漁場及び特設釣場を除く区域 | 1年 | 40,000円 | - |
| | さくらます・やまめ、にじます及びいwana | 竿釣 | | 1年 | 25,000円 | - |

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

- 6 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。
(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所(必要に応じて顔写真)
- (2) 承認期間

- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第6項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第11条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された栃木県鬼怒川漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。